



埼玉県報

第592号
令和7年(2025年)
2月18日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の解除（河川砂防課）
- 埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示（建築安全課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）

雑報

- 主要農作物の県奨励品種等（生産振興課）

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の十二第三項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード」を加える。

別記様式第十一号の二中

「	運転免許証	」
	を	
「	運転免許証 又は免許情 報記録個人 番号カード	」

に改め、同様式の

注意中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七号

埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県公舎管理規則（昭和五十年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「トキ舞平公トキ」を「トキ舞平公」に改め、「トキ」を削る。

様式第二号中「トキ」を削る。

様式第三号から様式第五号までの規定中「トキ」を削る。

様式第六号中「トキ舞平公トキ、トキ舞平公トキ」を「トキ舞平公、トキ舞平公」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表第三号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表第三号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条の三」を「第五条の二」に改める。

第三条第一項中「規定する免許申請者」を「規定する法第三条第一項の免許を受けようとする者」に改める。

第四条中「第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「第五条の二第一項の変更届出書」に改める。

第五条中「第五条の五」を「第五条の四」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

第十五条第一項中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同条を第十六条とし、第八条を第十七条とする。

様式第七号を削る。

様式第八号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第九号(一)中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様

式を様式第八号(一)とする。

様式第九号(二)中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様

式を様式第八号(二)とする。

様式第十号(一)中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様

式を様式第九号(一)とする。

様式第十号(二)中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様式を様式第九号(二)とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―二二―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県桶川市大字川田谷字王子四千三百二十四番一外二十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百七十八・〇六〇二〇五立方メートル

浸透効果量 〇・〇一六九七二二立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十七年埼玉県告示第百八十九号）のうち、次の区域の指定を解除する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南中丸	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
南中丸	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第百三三号

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年埼玉県告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の二」を「第五条」に改め、「並びに免許の申請」を削り、「第九条の規定による変更の届出に係る書類」を「第十条に規定する特定書類」に改める。

第二条中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百四号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

収納代理金融機関の表株式会社八十二銀行の項取扱事務の範囲の欄を次のように改める。

一 マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した埼玉県の公金の
収納事務

二 口座振替による収納事務

収納代理金融機関の表株式会社東和銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改める。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和七年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

指定番号	第八号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和七年二月十日
指定に係る道路の位置	埼玉県入間市扇台三丁目千七百七十六―一、千七百七十六―二十九、千七百七十六―三十、千七百七十九―九、千七百七十九―十及び千七百七十九―十一の各一部並びに千七百七十六―二十九及び千七百七十九―十一の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	八十二・一
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇

埼玉県警察本部告示第16号

令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和7年2月18日

埼玉県警察本部長 野 井 祐 一

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類	男性	114人
	女性	38人
(2) 令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類	男性	59人
	女性	20人
(3) 令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類	中国語	2人
	ベトナム語	2人
(4) 令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類	柔道	2人
	剣道	2人
(5) 令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類		2人
(6) 令和7年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類		2人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従

前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和8年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成2年4月2日以降に生まれた者
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	I 類に該当しない者	平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査 I 類	語学（受験言語）に堪能な者
武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
サイバー犯罪捜査 I 類 サイバー犯罪捜査 II 類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

(ア) I 類、II 類及び武道・体育指導 I 類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(イ) 国際捜査 I 類、サイバー犯罪捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 II 類

専門試験Ⅰ及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

Ⅰ類又はⅡ類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種別	試験名称等	加点対象基準
武道	空手道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔道	講道館認定	
	剣道	全日本剣道連盟認定	
	合気道	合気会認定	
情報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	左記の試験に合格し、又は資格を有するもの
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC（※）	600点以上
		TOEFL（iBT）（※）	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試（HSK）	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4級以上	
経歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全	中学校を卒業後に、左記の

		国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	いずれかの大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの
※ 第1次試験日から過去2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。			

(2) 第2次試験

ア 試験種目

(ア) I類、II類及び武道・体育指導I類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(イ) 国際捜査I類、サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験IIとする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第 一 次 試 験	5月11日(日)	埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。	5月23日(金) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに掲載する。
第 二 次 試 験	5月31日(土)から6月2日(月)までのいずれか1日及び6月14日(土)から6月29日(日)までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。ただし、1都6県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県)以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提		8月13日(水) 午前10時	ホームページに掲載する。

<p>出することができる。</p> <p>詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲示する。</p>		
--	--	--

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和7年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）の例は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）	
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	287,500円	
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	短期大学・専門学校卒	276,900円
	高 校 卒	262,400円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和7年10月1日（水）以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者、II類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類、サイバー犯罪捜査 I 類及びサイバー犯罪捜査 II 類は、令和8年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、令和7年3月1日（土）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和7年3月1日（土）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和7年3月3日（月）午前9時から4月16日（水）午後5時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

埼玉県警察本部告示第17号

令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和7年2月18日

埼玉県警察本部長 野井 祐一

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 44人

女性 14人

(2) 令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 98人

女性 33人

(3) 令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

1人

(4) 令和7年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

1人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類 サイバー犯罪捜査Ⅰ類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和8	平成2年4月2日以降に生まれた者

	年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	
II 類 サイバー犯罪捜査II類	I類に該当しない者	平成2年4月2日から 平成20年4月1日まで に生まれた者

イ その他

サイバー犯罪捜査I類 サイバー犯罪捜査II類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者
---------------------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 試験種目

(ア) I類及びII類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(イ) サイバー犯罪捜査I類及びサイバー犯罪捜査II類

専門試験I及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

イ 加点

I類又はII類を受験する者のうち、第1次試験当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格・経歴区分	種別	試験名称等	加点対象基準
武道	空手道	全日本空手道連盟認定	初段以上
	日本拳法	日本拳法全国連盟認定	
	柔道	講道館認定	

	剣道	全日本剣道連盟認定	
	合気道	合気会認定	
情報	情報処理	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士となる資格	左記の試験に合格し、又は資格を有するもの
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上
	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験	4級以上
経歴	スポーツ経歴	国民体育大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校選抜等大会及び選抜高等学校野球大会	中学校を卒業後に、左記のいずれかの大会に選手として出場経験があり、その証明ができるもの
※ 第1次試験日から過去2年以内に実施された試験のスコアを有効とする。			

(2) 第2次試験

ア 試験種目

(7) I類及びII類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(イ) サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験Ⅱとする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	9月21日(日)	埼玉県内のいずれかの施設で行う。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。	9月30日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに掲載日の午前10時から7日間掲示する。
第二次試験	10月4日(土)又は10月6日(月)のいずれか1日及び10月18日(土)から11月3日(月)までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。ただし、1都6県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県)以外に居住する者のうち希望するものは、身体検査に代えて医療機関で実施した健康診断結果を埼玉県警察採用センターに提出することができる。 詳細は、別途埼玉県警察ホームページに掲載する。		12月19日(金) 午前10時	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和7年1月1日現在における初任給(地域手当を含む。)の例は、次表のとおりである。

区	分	採用(入校)時の初任給
---	---	-------------

		(100円未満切捨て)	
I 類	サイバー犯罪捜査 I 類	287,500円	
II 類	サイバー犯罪捜査 II 類	短期大学・専門学校卒	276,900円
		高 校 卒	262,400円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和8年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

試験案内は、令和7年3月1日（土）から配布する。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和7年3月1日（土）から閲覧及びダウンロードが可能となる。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和7年7月15日（火）午前9時から8月27日（水）午後5時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

埼玉県警察本部告示第18号

令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び令和7年度埼玉県警察（巡査）採用試験Ⅱ類（県外試験）を次のとおり実施する。

令和7年2月18日

埼玉県警察本部長 野井 祐一

1 試験の名称及び採用予定人員

- (1) 令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

宮城県（男性） 2人

- (2) 令和7年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類（県外試験）

宮城県（男性） 8人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

試験区分	学歴	年齢
I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和8年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成2年4月2日以降に生まれた者
II 類	I 類に該当しない者	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

3 試験の方法

- (1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験とする。

なお、論文（作文）試験の評価は第2次試験において行う。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

宮城県において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次 試験	宮城県と同一とする。	宮城県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試験	宮城県の月日に合わせて 宮城県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験 番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前 10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和7年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）の例は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）	
I 類	287,500円	
II 類	短期大学・専門学校卒	276,900円
	高校卒	262,400円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和8年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

試験案内及び申込書は、宮城県の人事委員会事務局及び宮城県警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

宮城県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と宮城県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 奨励品種・準奨励品種への区分変更

二条大麦「ニューサチホゴールデン」

「彩の星」の後継品種として積極的に奨励するため、認定品種から奨励品種に区分変更する。

二 奨励品種・準奨励品種の廃止

二条大麦「彩の星」

既に「ニューサチホゴールデン」への転換が進んでいることから、奨励品種から廃止する。